

大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。

一部早期給付
申請2回目含む

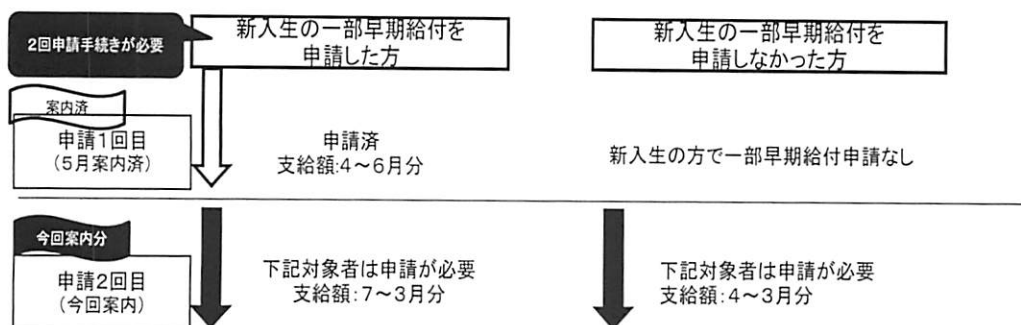
(R2年度概要版)

京都府奨学のための給付金のご案内

◇授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。

◇返済する必要のない給付金です。

注 新入生の方で、新入生対象の一部早期給付4～6月分(申請1回目)を申請した方は、今回、7～3月分(申請2回目)の申請が必要です。ただし、申請1回目を申請された方でも令和2年度の住民税所得割額が課税されている場合、申請2回目は対象外です。



1 対象者について 基準日(令和2年7月1日)現在

基準日現在、以下1～5の要件を全て満たすこと。

- 1 保護者等(親権者全員)の令和2年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。
- 2 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住であること。
- 3 生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。
- 4 生徒に児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
- 5 生徒が、通算3回(定時制・通信制課程は4回)以上、奨学のための給付金を受給していないこと。ただし学び直しは1回(定時制・通信制は最大2回)まで追加可

2 申請について

国公立高校の生徒の保護者等(親権者全員)が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ申請書と添付書類を7月中旬に提出していただきます。

添付書類は、令和2年度住民税課税(非課税)証明書等又は、生活保護(生業扶助)受給証明書等です。

詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せてください。

(※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。別々に手続きが必要となります。)

なお、保護者等(親権者全員)が京都府以外の都道府県にお住まいの場合は、それぞれの都道府県の担当課又は在学する学校へお問い合わせください。

(文部科学省ホームページにお問い合わせ先一覧の掲載があります。)

➡ 裏面もご覧ください。

3 給付額(年額)について

| 世帯状況 (※全:全日制、定:定時制、通:通信制) | 新入生の方に 5月に案内済 | | |
|---|---|--|-------------------------------|
| | ①新入生の 一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)※ | ②新入生の 一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4) | ③新入生の 一部早期 給付以外 (年額) |
| 生活保護(生業扶助)(全・定・通のみ。専攻科除く) | 8,075円 | 24,225円 | 32,300円 |
| 住民税所得割非課税(全・定)(第1子) | 21,000円 | 63,000円 | 84,000円 |
| 住民税所得割非課税(全・定)(第2子以降) 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合 | 32,425円 | 97,275円 | 129,700円 |
| 住民税所得割非課税(通) | 9,125円 | 27,375円 | 36,500円 |
| 専攻科(生活保護(生業扶助)・住民税所得割非課税) | | | 36,500円 |

※新入生の①を申請した場合は必ず新入生の②も申請が必要。ただし、令和2年度住民税所得割額が課税の場合、②は対象外

4 オンライン学習に係る通信費の支援について

京都府奨学のための給付金の対象者のうち、非課税世帯を対象に、オンライン学習に係る通信費を特例的に支援するため、原則、「オンライン学習の通信費に係る誓約」をされた場合に限り、京都府奨学のための給付金の給付額にオンライン学習に係る通信費相当額を加算(追加)支給します。

なお、生活保護世帯については、オンライン学習に係る通信費が生活保護費(生業扶助)の支給対象であるため、加算の対象とはなりません。

オンライン学習に係る通信費相当額は、1人当たり年額10,000円です。

月額に換算する場合は月1,000円(令和2年6月分～令和3年3月分までの10か月分)です。

5 京都府の他の奨学金等との併給について

以下の(1)～(5)の京都府の他の奨学金等を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。

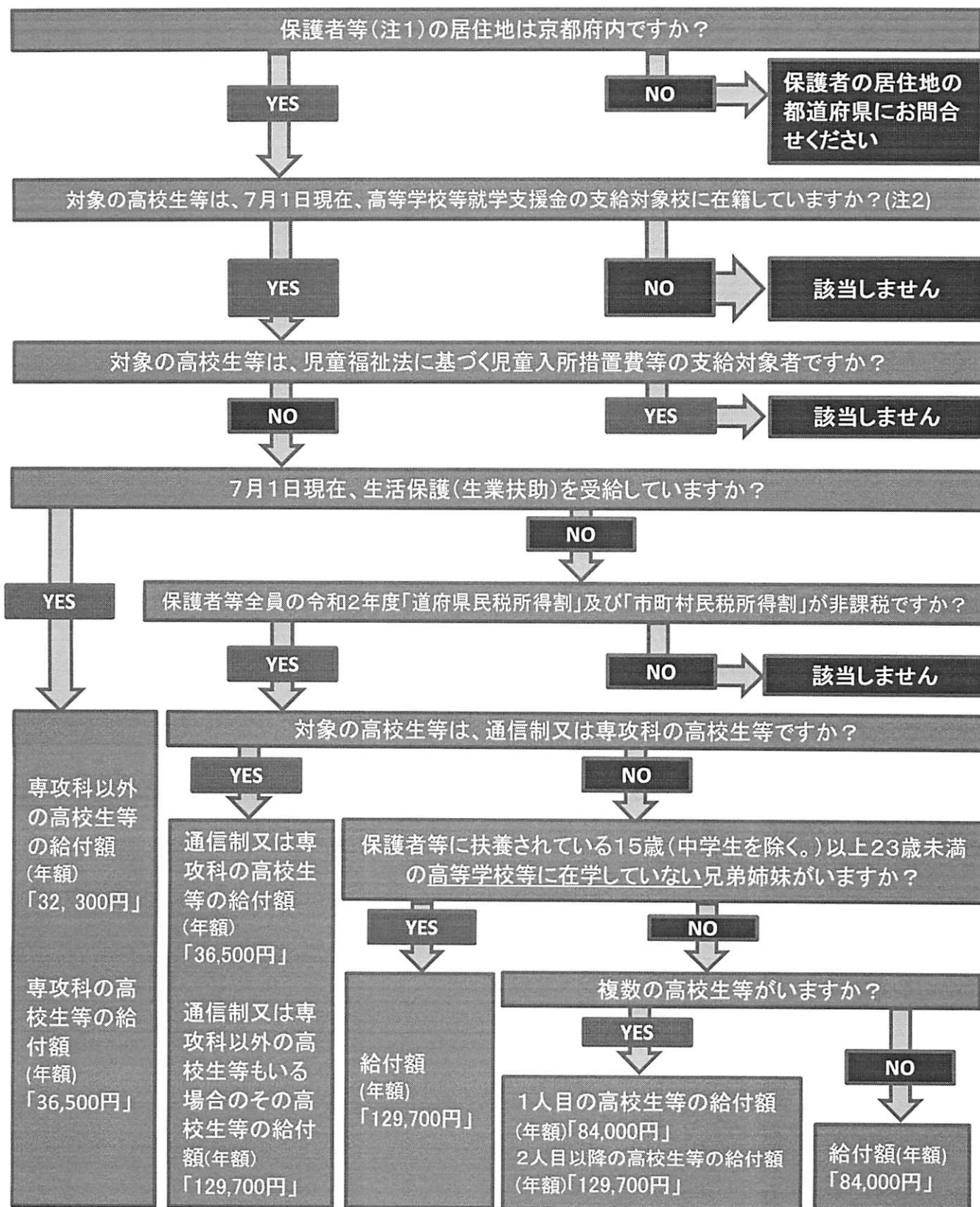
- (1) 京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金
- (2) 京都府高等学校等修学資金
- (3) 交通遺児奨学金
- (4) 母子家庭奨学金
- (5) 京都府高校生給付型奨学金

6 問い合わせ先

京都府立乙訓高等学校 (電話075-951-1008)
又は、京都府教育庁高校教育課修学支援係(電話075-574-7539)

京都府奨学のための給付金 対象確認シート

(一部早期給付申請2回目含む)



(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

(注2) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。